

北海道のワイナリー事業の特質と新たなワイン産地形成の可能性

石川尚美（東京農業大学大学院 博士後期課程）

Keyword：ワイナリー、産地形成、地域活性

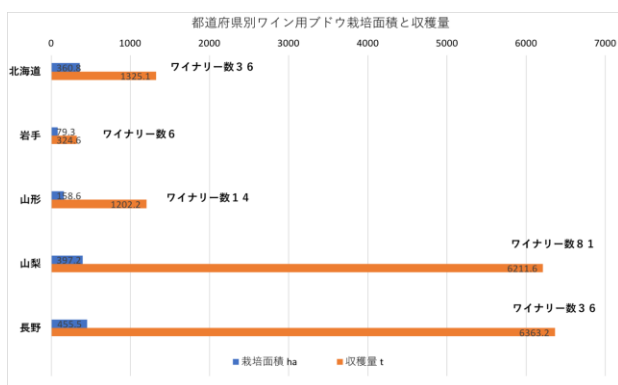
【問題・目的・背景】

日本のワイン産業は、海外から原料であるぶどうや濃縮果汁を輸入し日本で醸造、またはワインそのものを輸入し日本で瓶詰めしたり、日本ワインとブレンドすることにより、国産ワインとして製造・販売することで規模を拡大してきた。しかし2000年に醸造免許取得の規制緩和、2003年には初めての国産ワインコンクール開催、2008年構造改革特区制度（ワイン特区）、2009年農地法改正、自治体の支援やワインブームも後押しとなり、国産ぶどうを使った小規模ワイナリーが増加してきている。

こうした中で2015年に国税庁は、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定した。国産の原料ぶどうを使用したワインには「日本ワイン」と表示をし、産地・品種・年号等の記載ができるようにするものである。また、同年「酒類の地理的表示に関する表示基準」も公布された。これにより山梨に続き2件目の産地として、北海道が2018年に地理的表示GI「北海道」を取得した。

北海道では、新たなワイン産地としてワイナリーやワイン用ぶどう農園の開業が相次いでおり、フランスのワイナリーも農地を取得する等、世界的にも注目が高まっている。しかし、小規模ワイナリーが多い、反収が低い等、課題もある。

図1：ワイン用ぶどう栽培面積と収穫量の比較



出典：特産果樹生産動態等調査（2016年）より筆者作成

ぶどう生産上位5道県を抜き出し、図1に示した。栽培面積と収穫量の比較を見てみると、北海道は山梨・長野と比較して、畑の面積あたりの収穫量が極端に低い。推計値も含まれているが、1haあたり、北海道は3.6t、山梨は15.6t、長野は14tである。

また、ワイナリー数では、北海道は長野県と同数であるが、ぶどうの収穫量は長野県の約1/5強であり、北海道は小規模の生産者が集まっていることが推察される。

本研究では、日本のワイン産業の特質性を踏まえ、北海道の新たなワイン産地形成の可能性について考察する。

【研究方法・研究内容】

2018年7月から10月にかけてワイナリー経営を対象とした実態調査を行った。対象は、北海道で2018年12月末時点でワインの醸造免許を取得している37カ所のワイナリーのうち、国産原料を使用している36カ所とし、聞き取り調査を行った。

調査の内容は、創業年、起業動機、経営形態、ぶどう栽培面積と品種、ワイン生産量、販路、現状の課題と今後の経営計画等である。これらを創業年と生産規模で類型化し、分析を行った。

また、委託醸造を引き受けているワイナリー等からの情報により、現在ぶどう生産を行っており、将来醸造所を開設する予定のワイナリー数を確認した。

【研究・調査・分析結果】

(1) 経営規模分布

36件のワイナリーのうち31件（全体の86%）は生産量100kℓ以下の小規模ワイナリー、そのうち19件（全体の53%）が生産量10kℓ以下の極小規模経営であった。

表1：北海道のワイナリーの経営分布

--

資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

注）グループ1：構造改革特区制度（2012年）以降の創業

グループ2：醸造免許取得の規制緩和（2000年）以降の創業

グループ3：自然発生的に創業（1999年以前）

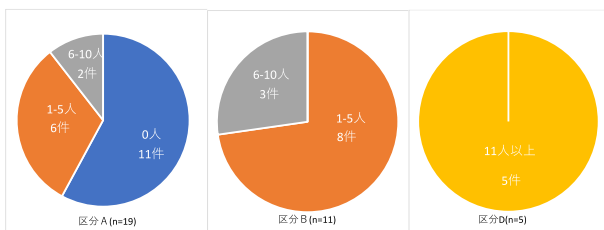
区分は国税庁の生産規模区分に準じる

(2) 雇用の分布

本研究で対象とした36件のワイナリーは全てが中小企業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）に分類されることがわかった。そのうち生産量が100kℓ以上の5件を除いて、残りの31件は小規模企業者（従業員20人以下の事業者）であった。

図2の雇用の数とは、経営者とその家族を除き、給与の支払いをしている常時雇用者を対象とした。区分A（生産量10kℓ以下）で雇用者0人と答えた11件中10件は、グループ1（創業6年以下）での創業である。

図2：区分ごとの雇用者数の分布



資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

ワイナリーはぶどうの収穫時が労働力のピークであるが、雇用がない、もしくは少ないところは、主に地元の主婦やシルバー人材センターからのアルバイトやパート、他農業者からの支援というところもあった。ボランティアで賄っているところも数多くあり、数は少ないが、収穫体験として会費を取って集客し、収穫の後は食事を出して交流会を企画する、有償ボランティアという労働力の調達方法もあった。

(3) 創業エリア

グループ1（創業6年以下）での創業地としては後志管内（余市・仁木）が圧倒的に多い。

表2：創業年と創業エリア

	後志	空知	石狩	渡島	上川	胆振	檜山	十勝
グループ1	14	3		1	1			
グループ2	2	3	3			1	1	
グループ3	2		1	1	1		1	1

資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

(4) 起業動機と経営目的

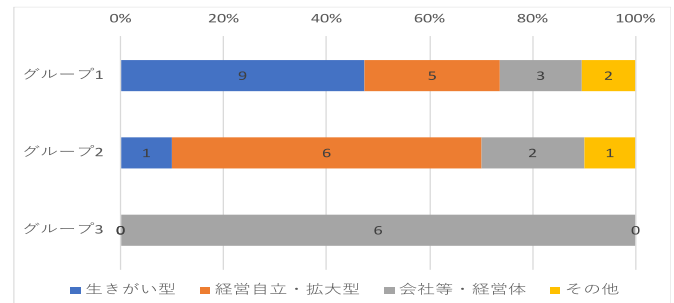
グループ1（創業6年以下）のワイナリーの起業動機が、「生きがい」や「ライフスタイル」であることが多い。ワインを造りたい、農業がしたい、収穫物を出荷するだ

けでなく加工まですることで消費者とも関わりたいという夢、北海道という気候特性を生かし、夏はワイナリー、冬は雪山でスキー指導等を行なっている、という生産者もいた。

反面、大手資本の進出先としての北海道も見える。十数年先の気候変動を見据え北海道に畑を取得するのはもちろん、企業のイメージ戦略の1つとして、異業種からの北海道でのワイナリー経営も登場した。

ワイナリー建設はまだだが、サッポロビールが北斗市に25.4haの自社農園、アサヒビールの子会社であるサントネージュワイン（株）も農業法人を設立し、余市町に4haの農地を取得している。またフランスの老舗ワイナリー、ドメヌ・モンティエユが函館市内に土地を取得し、ワイン生産に乗り出す見通しであることを明らかにしている。

図3：経営タイプ

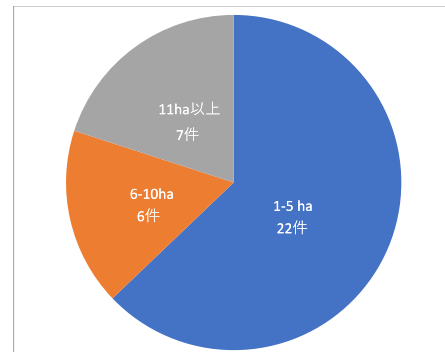


資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

(5) ぶどう畑の規模

ほとんどのワイナリーが、契約栽培農家、もしくは農協等からぶどうの買い入れをしている。そのため、ぶどう畑の規模は創業年や生産量とは関連しなかった。

図4：ぶどうの栽培面積



資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

経営方針は多様であり、自社農園と契約栽培の2つのラインで製造を行うワイナリー、自社農園からのぶどうでは目標とする生産量に足りない場合に農協やバイヤーから購入するワイナリー、大手では自社農園はあえて少

なくし、契約栽培農家のぶどうをメインにワイン製造を行うワイナリーもある。

今後、積極的に畑を購入していくとしたワイナリーは36件中、5件に留まった。ほとんどは面積は現状維持で、欠木を補ったり、改植、更新を進める事で反収を上げる工夫をしていくとした。

(6) ぶどう品種

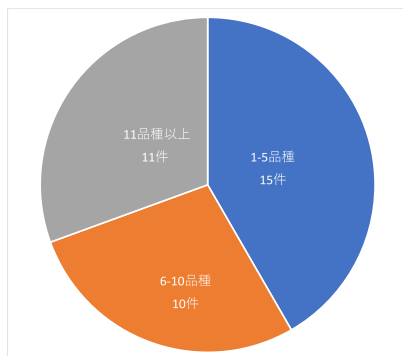
現在、ほとんどのワイナリーがぶどう品種は試験栽培を含め多品種植えており、品種が絞れるのは十数年先であるとの見解を示していた。

北海道果樹農業振興計画によれば、醸造用ぶどうの振興品種として、基幹品種はケルナー、ツバイゲルトレーベ、セイベル 13053、補完品種はミュラートルガウ、セイベル 5279、清見、山幸、バッカス、試作品種はピノ・ノワール、シャルドネ、メルロー、ソービニオン・ブランとなっている。

しかし、基幹品種のケルナー、ツバイゲルトレーベを今後増やしていくと答えたワイナリーは1件もなく、セイベル 13053 を栽培しているワイナリーも別の品種に植え替えていく予定と答えた。補完品種のミュラートルガウ、バッカスは現状維持、セイベル5279は植え替え対象、清見、山幸は池田町で品種改良されたものなので、全道には出回らない。

逆に人気があったのが、試作品種とされている、ピノ・ノワール、シャルドネ、ソービニオン・ブラン、醸造用ぶどうの振興品種には指定されていないが、ピノグリ、リースリング、ゲヴェルツトラミネールが今後植えたい、増やしたい品種として挙がった。

図5：ぶどうの栽培品種数



資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

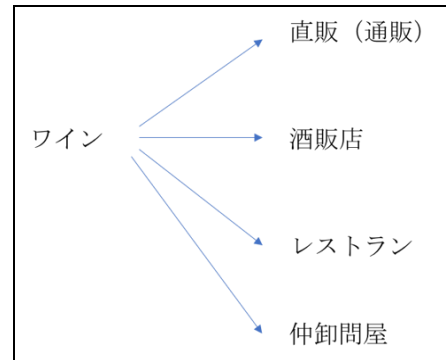
(7) 販路

ヒアリング結果から、グループ1区分A（創業6年以下、生産量10kℓ以下）で販路に苦慮しているところはなかつ

た。4番目の選択肢である仲卸問屋を通すことなく、直接取り引きで売り切っているため、利益率も確保される。

創業年数、生産本数ともに増えたグループ2区分B（創業6～15年、生産量50kℓ以下）の生産者は直接取り引きに加え、仲卸問屋を通すことにより、ほぼ毎年の予定本数を売り切っている。

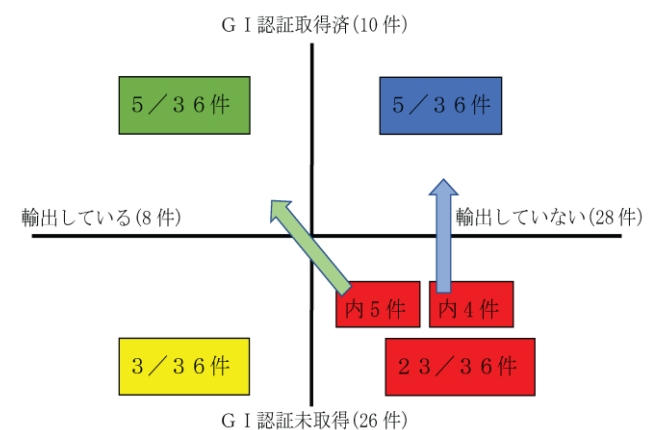
図6：販路



資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

(8) GI取得と輸出

図7：GI取得と輸出の有無



資料：筆者の実態調査（2018年）より作成

GIを取得したワイナリーは図7の上部左右合わせて10件、まだ取得していないワイナリーは下部の26件であった。輸出しているのは図の左側の上下合わせて8件、していないのは右側の上下28件である。

右下にあたるGI取得も輸出もしていないワイナリー（23件）の中で、輸出までは考えていないがGI取得は考えてると言うワイナリーが4件存在し、GIを取得し輸出も検討していると答えたワイナリーが5件あった。

輸出は、生産量が少なく対応できないというところ、興味はあるがハードルが高すぎるというところがあった。

GIに関しては、取得は差別化にはなるが、「北海道」という地域エリアがあまりにも広く、魅力を感じないと答えたところが10件以上あった。

【考察・今後の展開】

北海道で展開するワイナリー事業の特質として、以下が明らかになった。

第1に、規制緩和の歴史が北海道のワイン産地を大きくしているのがわかった(表1)。創業年と生産量から推察すると、ワイン特区免許でスタートし、本免許へ移行、創業年数とともに生産量を増やしていくという成長ラインも見える。

第2に、生産量が少ないうちは家族のみで賄うことができるが、生産量が増えるとともに雇用も生じてくるのがわかる(図2)。雇用ゼロが全ワイナリーの約1/3を占める現状では、不安定就業の労働力の雇用で成り立っていると云わざるを得ず、ワインの品質の向上や、今後の産業としての自立を考えれば、常雇用をできる経営を目指すことが望まれる。

第3に、近年、創業地として後志が選ばれることが多いのは、果樹の産地であること、管内の余市、仁木、ニセコが、すでにワイン特区制度を取得していることが挙げられる。また、すでに成園状態にある土地で、農園主が高齢で跡継ぎがないという好条件の土地もあり、そこに研修で入り農場を譲り受けるという創業者もいた。

第4に、畑の規模に関して北海道果樹農業振興計画では、効率的かつ安定的な果樹園経営の類型として、醸造用ぶどうでは経営規模では6.2ha、作付け面積では6ha(内成園5.5ha)としている。作付け面積には幼木面積も含んでおり、幼木面積は成園面積の10%程度とし試算している。今回の調査では、単にぶどうが栽培されている面積のみを聴取している。より正確な分析を行うには、栽培されているぶどうの樹齢を含めて調査をする必要がある。

第5に、現在ワイナリーで栽培されている(または、栽培したい)ぶどう品種と、振興品種との間にミスマッチがあった。消費者にわかりやすい流行りの品種や、自分の興味のある品種、今後の温暖化を見据えた品種を植える傾向が見られた。

第6に、反収が低い理由については、ぶどうの樹が若いというのも原因の一つと考えられる。ぶどうの樹を植えてからワイン製造ができるだけの実をつけるのに3年かかる。成木になるまでには6年から8年かかると言われている。北海道は新興産地ゆえ、創業3年未満のワイナリーが8件ある。特産果樹生産動態等調査にある「栽培面積」というのは単に栽培されている面積であり、結果樹面積(果実が収穫できる樹が植えられている面積)とは違うという点も指摘しておきたい。他にも、気候条

件、栽培方法、作付けされているぶどう品種等、複合的な理由が考えられるが、今後さらなる原因の解明と、その改善の必要があると思われる。

第7に、販路の確保である。既存のワイナリーは生産量を上げてくることが予想される。また、聞き取り調査により、将来醸造所を開設予定のワイナリー(現在ワイン用のぶどう栽培は行なっているが、醸造設備はまだ持っていない為、近隣のワイナリーへ醸造を委託している事業者)が20件以上存在することが確認できた。今後ワイナリーが増えることも予想される。そうなった時の販路の確保やマーケティング戦略は、今のうちから考えておく必要がある。

北海道でのワイン造りは、大正時代に一度は中断されたものの、1963年の十勝振興局にある池田町ブドウ・ブドウ酒研究所(十勝ワイン)を皮切りに、特に2008年以降は、毎年複数件ワイナリーが開業している。2012年のワイン特区制度以降の新規開業者のほとんどは未経験者であり、まだワイナリー規模も小さく、生産量も少ないが、今後、生産量は増えてくるであろう。また、その動きに触発され、新たに北海道でワイナリーを始める予備軍もいる。自治体等も振興策に取り組んでいる。

今後、個々が成長し、自立経営ができるようになり、規模を拡大していければ、北海道が新たなワイン産地として確立されていくだろう。

ワイン産業は裾野が広い。ワイン振興は、ブドウ栽培農家やワイナリーだけでなく、さまざまな産業を有機的に結びつけて地域全体の活性化につながると考えられる。まだまだ未開拓の分野が多い領域である。

今後の研究課題として、更に増えていくと予想される小規模ワイナリーの参入モデルの類型化とその実態、契約栽培の状況、委託醸造に関しても、ワイナリー経営とどのように関わっているのか、また今後どのような一翼を担っていくのかを、明らかにしていく必要がある。

【引用・参考文献】

- ・原田喜美枝(2017)「社会科学分野でのワイン・ワイナリーの研究」『Interdisciplinary(学際.[第三次])』(3), 2017年3月, pp. 126-132
- ・長村知幸(2018)「ワイン産業における事業システムと企業家活動」『地域活性研究』vol19 1-8 地域活性学会
- ・寺谷亮司(2015)「北海道におけるワイン産業の新動向—余市産地と空知産地を中心に—」『愛媛大学法文学部編集、人文学科編』vol139, no. , p. 69-114